

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人九州工業大学の役員員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、役員職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・常勤役員の本給月額について、平均0.5%減額する改正
- ・常勤役員報酬について、平成24年6月～平成26年3月の期間は9.77%を減額支給する改正。
- ・退職手当について、従前の額に104分の87(平成25年9月30日までは104分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは104分の92)を乗じて得た額とした。

理事

- ・常勤役員の本給月額について、平均0.5%減額する改正
- ・常勤役員報酬について、平成24年6月～平成26年3月の期間は9.77%を減額支給する改正。
- ・退職手当について、従前の額に104分の87(平成25年9月30日までは104分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは104分の92)を乗じて得た額とした。

理事(非常勤)

採用に伴い、非常勤役員手当として、1回30,000円の報酬基準を規定した。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

特に改正は行っていない。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 14,897	千円 10,052	千円 3,607	千円 301(地域手当) 936(特別管理職手当)			
A理事	千円 11,356	千円 7,936	千円 2,997	千円 238(地域手当) 184(通勤手当)			
B理事	千円 11,385	千円 7,936	千円 3,132	千円 238(地域手当) 78(通勤手当)			※
C理事	千円 11,947	千円 7,936	千円 3,132	千円 238(地域手当) 640(通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 720	千円 720		千円	4月1日	12月31日	
E理事	千円 2,317	千円 1,948		千円 194(地域手当) 174(単身赴任手当)	1月1日		*※
A監事 (非常勤)	千円 930	千円 930		千円 ( )			
B監事 (非常勤)	千円 900	千円 900		千円 ( )	4月1日		※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。  
 注2:「前職」欄には、役員の前々職以前の経歴も含む。役員の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。  
 注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標に定める専門性を重視した適性な人事を行うとともに、効率的、機動的な人事システムの構築を図り、計画的に人件費の削減を行う。  
また、職員数については、抑制を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準及び他の国立大学法人の給与水準を考慮し、公的部門として社会一般の情勢に適合したものとなるよう決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格・昇給号俸数の査定を行うとともに勤奨手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	勤務成績に応じて成績率を決定する。
本給月額	勤務成績に応じて昇給号俸数を決定する。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- (1) 本給月額について、平均0.23%減額する改正
- (2) 調整基本額5級について、15,100円を15,000円とする改正
- (3) 経過措置額について、100分の99.59を100分の99.1とする改正
- (4) 若年・中堅層の昇給号俸の回復
- (5) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置の内容:本給月額(職務の級に応じて、▲4.77～9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当・広域異動手当・超勤単価(職務の級に応じて、▲4.77～9.77%)、期末手当・勤奨手当(▲9.77%)、管理職手当(▲10%)

(役員について)

- ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置の内容:本給月額(▲9.77%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 487	歳 46.5	千円 6,995	千円 5,263	千円 116	千円 1,732
事務・技術	人 170	歳 43.7	千円 5,210	千円 3,972	千円 97	千円 1,238
教育職種 (大学教員)	人 315	歳 48.1	千円 7,975	千円 5,971	千円 125	千円 2,004
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種(看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 41	歳 39.7	千円 4,167	千円 4,167	千円 101	千円 0
事務・技術	人 22	歳 38.3	千円 3,151	千円 3,151	千円 129	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 19	歳 41.3	千円 5,343	千円 5,343	千円 69	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

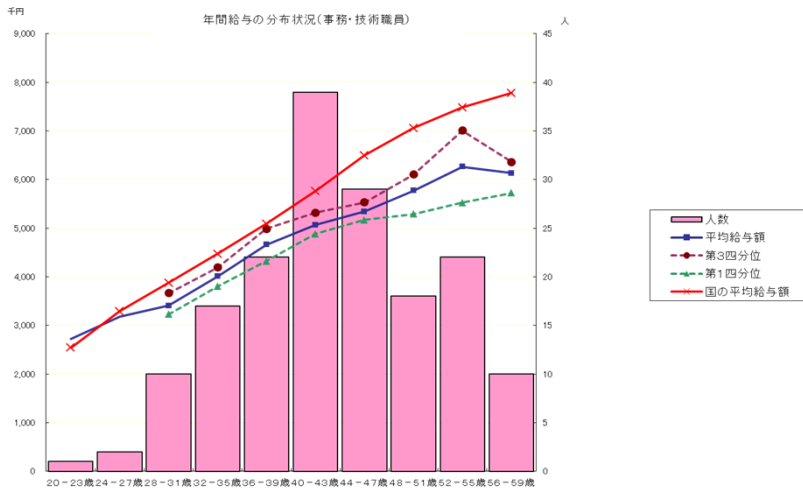
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため、表を省略する。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



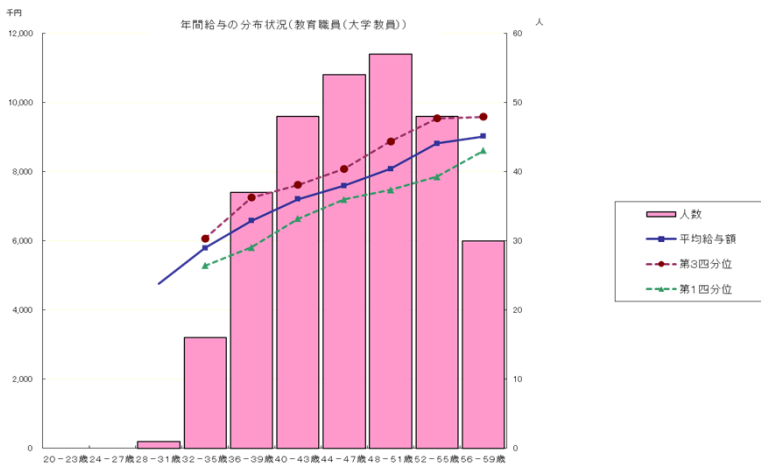
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注2: 年齢20～23歳および24歳～27歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。  
 注3: 年齢20～23歳および24歳～27歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	1	—	—	—	—	—	—
課長	9	53.7	7,010	7,268	7,268	7,424	7,424
課長補佐	11	52.5	5,901	6,068	6,068	6,320	6,320
係長	109	45.3	4,984	5,251	5,251	5,525	5,525
主任	14	35.9	3,927	4,208	4,208	4,439	4,439
係員	26	33.8	3,295	3,727	3,727	4,073	4,073

注1: 部長の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。  
 注2: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

(教育職員(大学教員))



注1: 年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。  
 注2: 年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	128	53.8	8,573	9,100	9,100	9,540	9,540
准教授	135	44.8	7,164	7,417	7,417	7,833	7,833
講師	3	42.2	—	6,813	6,813	—	—
助教	49	42.4	5,590	5,835	5,835	6,194	6,194

注: 講師の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	課長補佐	課長	課長	部長
人員 (割合)	170人	3人 1.8%	25人 14.7%	117人 68.8%	14人 8.2%	7人 4.1%	3人 1.8%	1人 0.6%
年齢(最高～最低)		28～21歳	50～27歳	57～34歳	59～50歳	57～40歳	57～53歳	
所定内給与年額(最高～最低)		2,347千円 ～ 2,097千円	3,719千円 ～ 2,313千円	4,938千円 ～ 2,770千円	4,828千円 ～ 4,046千円	5,761千円 ～ 4,713千円	6,043千円 ～ 5,419千円	
年間給与額(最高～最低)		2,993千円 ～ 2,720千円	4,877千円 ～ 3,038千円	6,430千円 ～ 3,639千円	6,465千円 ～ 5,456千円	7,424千円 ～ 6,359千円	7,851千円 ～ 7,108千円	

注：7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	315人		49人 15.6%	3人 1.0%	135人 42.9%	128人 40.6%
年齢(最高～最低)		～	62～31歳	46～37歳	61～32歳	62～41歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,082千円 ～ 3,619千円	5,428千円 ～ 4,905千円	6,369千円 ～ 4,362千円	8,510千円 ～ 5,386千円
年間給与額(最高～最低)		～	6,630千円 ～ 4,764千円	7,187千円 ～ 6,533千円	8,564千円 ～ 5,732千円	11,747千円 ～ 7,338千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		63.9	66.1	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		36.1	33.9	34.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		64.8	66.4	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		35.2	33.6	34.4
	%	%	%	
	最高～最低	44.2～33.3	44.2～30.2	44.2～32.5
	%	%	%	
	最高～最低	39.5～32.2	40.1～29.8	38.1～31.0

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		61.5	64.3	63
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		38.5	35.7	37
	%	%	%	
	最高～最低	48.2～33.2	45.0～30.5	46.5～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		64.5	66.7	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		35.5	33.3	34.3
	%	%	%	
	最高～最低	39.5～32.5	36.8～30.0	38.1～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.3
93.9

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.7
------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 85.3 <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 92.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 85.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 92.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 92.3		学歴勘案 85.6		地域・学歴勘案 92.3
参考	地域勘案 92.3						
	学歴勘案 85.6						
	地域・学歴勘案 92.3						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52.22% (国からの財政支出額 5,698百万円, 支出予算の総額 10,911百万円:平成24年度予算)  【検証結果】 対国家公務員指数は、85.3であり、その他の地域勘案指数、学歴勘案指数及び地域・学歴勘案指数においても国の給与水準は超えておらず、適切な給与水準を保っている。						
講ずる措置	今後も国の給与水準を十分に考慮して、適切な給与水準を保たれるように取り組む。						

教員職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指数 97.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増 △減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,020,236	4,268,142	△ 247,906	△ 5.8	△ 393,282	△ 8.9
退職手当支給額 (B)	454,633	450,212	4,421	1.0	△ 105,951	△ 18.9
非常勤役職員等給与 (C)	924,384	1,013,170	△ 88,786	△ 8.8	△ 1,228	△ 0.1
福利厚生費 (D)	608,877	622,489	△ 13,611	△ 2.2	△ 22	0.0
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,008,132	6,354,014	△ 345,882	△ 5.4	△ 500,483	△ 7.7

注1:なお、「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員にかかる退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」について  
常勤職員数が昨年度に比べ減少したこと、本給月額を平均0.23%引き下げたこと、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置を講じて▲318,814千円を削減したことにより、5.8%の減少となった。
- ②「退職手当支給額」について  
「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、減額支給となる規程改正を行ったため、▲18,353千円の削減を行ったが、定年退職者数が昨年度に比べ多かったため、1.0%の増加となった。
- ③「最広義人件費」について  
退職手当は増加したが、その他の項目については全て減少しており、全体として5.4%の減少となった。

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、規程改正を実施した。

役員に関する講じた措置の概要:従前の額に「104分の87」(平成25年9月30日までは「104分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「104分の92」)を乗じて得た額とした。

職員に関する講じた措置の概要:調整率「100分の104」を「100分の87」(平成25年9月30日までは「100分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「100分の92」)、最高限度額の支給率「59.28」を「49.59」(平成25年9月30日までは「55.86」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「52.44」)とした。